

神奈川県ごみ処理広域化計画

平成10年3月

神奈川県

目 次

1	計画策定の趣旨	1
	(1) 計画策定の背景	1
	(2) ごみ処理の広域化の必要性	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本方針	2
	(1) 計画の目的	2
	(2) 計画期間	3
	(3) 計画の目標	3
	(4) 計画の推進	3
	(5) 広域処理にあたっての考え方	3
	ア ごみ処理の基本的な考え方	3
	イ ブロックの設定	4
	ウ 広域的な施設整備	4
	エ 市町村間の相互支援	5
	オ ブロックの区域を越えた課題への対応	5
4	ブロックの区割り	6
5	ごみ焼却施設の恒久対策の推進	6
	(1) 平成8年度におけるダイオキシン類排出状況	6
	(2) 既存施設の恒久対策の見通し	6
6	ブロック別計画	9
	(1) 横浜ブロック	9
	(2) 川崎ブロック	13
	(3) 横須賀三浦ブロック	16
	(4) 湘南東ブロック	21
	(5) 湘南西ブロック	25
	(6) 大和高座ブロック	29
	(7) 厚木愛甲ブロック	33
	(8) 相模原津久井ブロック	37
	(9) 県西ブロック	41
7	広域化の実現に向けた今後の取り組み	46
	(1) 市町村の取り組み	46
	(2) 県の取り組み	46
8	計画の見直し	46

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

大量生産・大量消費型社会を背景に、大量のごみが排出され、その質も各種のプラスチック製品や新素材を用いた製品が増えたことから多様化しており、適正な処理が困難になってきている。

こうした状況に対応するため、各市町村は中間処理施設の整備等さまざまな対策を講じてきた。また、事業者や県民のごみに対する対応も変化してきており、できるだけごみになりにくい製品づくりや商品の選択、リサイクルへの取り組みも進んできている。

しかしながら、県内市町村の最終処分場は、規模の小さいものが多く、残余容量が少なくなっており、都市化の進行している県内においては、最終処分場の新たな確保は困難になっている。

加えて、地球規模での環境保全やエネルギーの有効活用の観点からも、従来の「単にごみを燃やして埋める処理」を見直し、ごみの発生抑制や再利用・資源化をより一層進めた上で、焼却せざるを得ないごみだけを焼却し、あわせて、ごみ焼却施設から発生する余熱を積極的に利用するなど、「資源循環型社会」への転換が求められている。

こうした中、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン問題が緊急かつ重要な社会問題となり、国では平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（「新ガイドライン」）」を策定した。同年8月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「廃棄物処理法」）施行規則」が改正され、ダイオキシン類削減のためのごみ焼却施設の構造基準、維持管理基準が定められ、市町村は、5年以内にこれらの基準に適合させる必要が生じた。

ダイオキシン類の排出を抑制するためには、まず何よりもごみの焼却量を減少させることが重要である。この観点からも、「資源循環型社会」に向けた取り組みを進める必要性が、より大きくなっている。その上で、民間の新しい技術やノウハウなどの技術革新の動向を踏まえ、環境負荷の軽減を図ることが必要である。

このような対策を進めるには、相当の経費が必要であるが、厳しい財政状況及び近年の行政改革の要請に応えるため、経費削減など、より効率的なごみ処理事業の運営が求められている。

こうした中で、本県では、分権型社会における県と市町村の新たな関係を構築するため、県と市町村が共同して平成8年6月に設置した「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」で、広域行政課題への取り組みのモデルケースとして、「一般廃棄物の処理対策」をテーマとして検討が行われ、平成9年11月6日には、広域処理の考え方、県の役割、市町村の役割、広域ブロック化にあたっての基本的考え方等を内容とする「一般廃棄物広域処理指針」がとりまとめられた。

(2) ごみ処理の広域化の必要性

前述したごみ処理をめぐるさまざまな課題に対応するためには、次のような理由により、複数の市町村が共同して取り組むことが有効な手段であり、ごみ処理の広域化が必要となっている。

ア リサイクルの推進

資源ごみを広域的に収集することにより、再生事業者等に対して一定量以上を安定的に供給することが可能になり、リサイクルをより一層推進することができる。

イ ダイオキシン類の削減

ごみ焼却に伴うダイオキシン類の排出を削減するためには、一定規模以上の全連続式焼却炉でごみを安定燃焼させることが必要である。また、焼却灰・飛灰（「焼却灰」）中のダイオキシン類を削減し、最終処分量の減容化を図るため、熔融固化等の高度処理を推進する必要がある。規模の小さい市町村では単独でこれら施設を整備することは困難である。

ウ エネルギーの有効利用

ごみ焼却施設を一定規模以上で全連続式にすることにより、発電等の余熱利用を効率的に実施することができる。

エ ごみ処理経費の縮減

市町村が単独でごみ焼却施設を整備するよりも、集約した施設を整備する方が建設経費、維持管理費の負担を軽減することができるなど、スケールメリットが期待できる。

2 計画の位置づけ

この計画は、県及び市町村のガイドラインである「一般廃棄物広域処理指針」を踏まえ、今後の広域処理にあたっての、ごみ処理の基本方針、広域処理を行う範囲（「ブロック」）の設定、広域処理を行う施設の整備等について、基本的な考え方を示したものである。今後は、この計画に基づき、ブロック内の市町村が共同で「広域化実施計画」を策定し、ごみ処理の広域化の実現をめざすものとする。

3 計画の基本方針

(1) 計画の目的

ごみの減量化・資源化の推進による資源循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、計画的かつ総合的に次のような取り組みを進めるものとする。

ア ごみの排出抑制と減量化・資源化

- ・ 県民や事業者と協力して、生産、流通、消費、廃棄等の各段階において、ごみの発生抑制、再利用・資源化等により排出を抑制し、ごみ焼却量の削減を図る。

イ ダイオキシン対策

- ・ ごみ焼却施設の燃焼方式の改善、焼却灰の高度処理など、ダイオキシン類の削減対策を実施する。
- ・ 既存のごみ焼却施設の恒久対策を早期に実施する。
- ・ ごみ焼却施設の更新・新設にあたっては、安定的な燃焼管理が可能な全連続式の施設の整備を進め、小規模施設の集約化を図る。
- ・ 焼却灰の熔融固化、RDF（ごみ固形燃料）化など新たな処理技術の導入を検討する。

(2) 計画期間

平成10年度から平成19年度までの10か年とし、期間内に広域化実施計画の策定をめざすものとする。

(3) 計画の目標

- ・ ごみの排出抑制、減量化・資源化の徹底
各種施策の実施により、ごみの排出抑制及び減量化・資源化を徹底する。
- ・ ダイオキシン類の削減
平成8年度に実施した総点検結果から算出したダイオキシン類の排出量243.6g/年から、恒久対策基準達成後には21.54g/年(91.2%削減)以下に、計画期間にかかわらず全施設の更新又は新設後には2.07g/年(99.2%削減)以下に削減する。
排出ガス中のダイオキシン濃度が新ガイドライン及び廃棄物処理法の基準に適合し、かつ平成8年度の焼却実績量のまま推移すると仮定した場合のダイオキシン類の排出量の推計値である。

(4) 計画の推進

この計画を着実に推進するためには、県及び市町村が計画に沿った取り組みを進めるだけでなく、県民、事業者においても次のような取り組みを行い、相互の協力関係を構築していくことが必要である。

ア 県民

日常生活の中でごみの発生抑制に努め、市町村等が行っている減量化・資源化の取り組みに協力する。

- ・ 使い捨て製品や過剰包装の商品はなるべく買わないようにする。
- ・ 再生品を積極的に利用する。
- ・ 市町村の分別収集及び自治会や子ども会などの集団回収に協力する。

イ 事業者

事業活動を行うにあたり、ごみの発生抑制及び適正処理に努める。

- ・ 最終的な処理・処分までも視野に入れ、ごみになりにくい製品や再利用・資源化が可能な製品づくりを進めるとともに、処理する際に環境に負荷を与えない素材を使用する。
- ・ ごみの減量化・資源化を積極的に進める。
- ・ ごみの種類に応じた適切な処理方法を選択する。

(5) 広域処理にあたっての考え方

ア ごみ処理の基本的な考え方

(ア) 焼却量及び最終処分量の減少を図るため、市町村は、排出から最終処分までの各段階において、より一層ごみの減量化・資源化を推進する。

- ・ 簡易包装の推進のためのPRやごみ処理の有料化などの排出抑制施策の実施
- ・ 集団回収や分別収集の強化による資源ごみ収集の徹底(容器包装リサイクル法の早期完全実施を含む)

- ・ 粗大ごみ、不燃ごみ等からの資源化物の回収
- ・ 焼却灰からの資源化物の回収
- ・ 溶融固化等による焼却灰の資源化

(イ) 焼却対象のごみ質の均一化を図るため、分別収集への住民協力を考慮し、分別方法の見直しや効率的な収集体制の確立に努める。

(ウ) 新たなごみ処理技術や民間の事業展開の動向などを踏まえ、効率的なごみ処理事業の運営をめざす。

イ ブロックの設定

(ア) ごみ処理の広域化を実現するためには、県内に複数のブロックを設定し、ブロック内の市町村で共同してごみ処理を行う仕組みを構築し、ごみ処理の完結をめざすことが必要である。

このため、ダイオキシン類の削減効果及び運搬効率などを考慮して、関係市町村の意向を踏まえ、一定範囲のブロックを設定することとする。

このブロックでは、構成市町村がごみの収集体制、分別方法、減量化・資源化の方策、施設整備など広域的なごみ処理全般を総合的に検討・協議する。

(イ) ブロックを設定する場合、次の3項目を基本とする。

市町村の意向を尊重すること

ブロック内で、ダイオキシン類削減に確実に効果が期待できる一定規模以上（発電など総合的な対応を行う場合は300t/日以上、基本的なダイオキシン対策としては100t/日以上）のごみ焼却施設への集約化が可能なこと

収集運搬効率や従前からの相互の連携などを踏まえ、近傍市町村によるブロック化であること

ウ 広域的な施設整備

(ア) ブロック内における広域的なごみ処理施設（ごみ焼却施設、灰溶融固化施設、リサイクル関連施設、最終処分場等）の整備にあたっては、県・市町村で十分検討を行い、ブロック構成市町村が協力して分担し合うものとする。その際、計画段階から着工段階まで相当の期間を必要とすることを考慮し、種々の処理技術をはじめ、収集運搬効率、環境面、コスト面、今後の技術革新等多角的な検討を行う。

(イ) ごみ焼却施設を広域整備する場合、全連続方式とし、かつその施設規模は、発電施設や灰溶融固化施設の導入など総合的な対応を行う場合は300t/日以上、基本的なダイオキシン対策としては100t/日以上とする。

施設規模算定の基礎となるごみ量は、ブロック内個々の市町村における減量化・資源化施策を踏まえた見直しを行った後のごみ量とする。

- (ウ) ごみ焼却施設を広域整備する時期については、二重投資を極力避けるよう、ブロック内の既存のごみ焼却施設を最大限活用するなかで、既存施設の耐用年数、整備期間中のごみ処理能力の確保状況及び減量化の進捗状況などを総合的に検討・調整し、決定する。
- (エ) ごみ焼却施設の配置については、上記の整備時期までに施設整備が可能で、必要な敷地面積が確保でき、関係法令上の規定に適合し、輸送効率が高く、かつ住民の理解が得られるよう、設置箇所数及び配置について、検討・調整し、決定する。
- (オ) 灰溶融固化施設やリサイクル関連施設などのごみ焼却施設以外の施設を広域整備する場合は、上記(イ)～(エ)の考え方に準じて、各種処理施設を適切に組み合わせ、効率的な施設整備を図るよう検討・調整し、施設規模等を決定する。

特に、焼却灰については、ダイオキシン類を削減し、より安全に埋立あるいは資源化するため、溶融固化等の高度処理施設の整備を積極的に推進する。
- (カ) ブロック構成市町村は、何らかのごみ処理施設を分担して持つことを基本として検討・調整を行うことが望ましいが、必要に応じて、ごみ処理施設以外の施設での分担も視野に入れて検討・調整する。

エ 市町村間の相互支援

各市町村は、ごみ処理の広域化にあたって、ブロック内はもとより、必要な場合はブロックの範囲を越えて相互に協力するものとする。特に、ダイオキシン類排出基準に適合しているごみ焼却施設を有する市町村は、ダイオキシン対策のための既存のごみ焼却施設の改修や広域施設整備等により一時的に処理能力が低下した施設を有する市町村から焼却の依頼があった場合には、施設能力の範囲内で積極的に協力するものとする。

オ ブロックの区域を越えた課題への対応

RDF発電施設、最終処分場等の整備や民間活力の活用などブロックの区域を越えた、より広域的な課題については、全県ないし複数ブロックで対応する。

4 ブロックの区割り

ブロックは、次表のとおり9ブロックとする。これは、前述したブロックの設定の考えに基づき、市町村ヒアリング等により市町村の意向を十分把握した上で設定したものである。

ブロック名	人口(万人)	面積(Km ²)	構成市町村名
横 浜	3 3 2	4 3 6	横浜市
川 崎	1 2 1	1 4 2	川崎市
横須賀三浦	7 4	2 0 7	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘 南 東	6 3	1 1 9	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘 南 西	5 8	2 5 3	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
大 和 高 座	5 2	9 3	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
厚 木 愛 甲	2 6	1 9 9	厚木市、愛川町、清川村
相模原津久井	6 6	3 2 9	相模原市、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町
県 西	3 7	6 3 5	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

5 ごみ焼却施設の恒久対策の推進

(1) 平成8年度におけるダイオキシン類排出状況

平成8年度に実施した総点検結果から算出したダイオキシン類の全県での排出量は243.6g/年であり、ごみ焼却施設については、県内42施設中33施設が、新ガイドラインの恒久対策基準及び廃棄物処理法の維持管理基準に適合させるため、運転管理の変更や施設の改善等が必要な状況であった。このうち、1施設については、平成9年9月に廃止されている。

(2) 既存施設の恒久対策の見通し

ごみ焼却施設の新設には、多くの経費と期間を要することから、広域処理施設の整備までの期間は、既存のごみ焼却施設の恒久対策を進め、ダイオキシン類の排出基準に適合するごみ焼却施設で、適切な処理を行うことが必要である。

恒久対策が必要な施設については、できる限り早期に対策を実施することが望まれるが、対策実施中に一時的に処理能力が不足する場合、前述した市町村間の相互支援に基づく広域処理が必要となるため、計画的かつ効率的な恒久対策の推進を図ることが必要である。

恒久対策実施予定時期は、次のとおりであり、平成14年11月までに恒久対策基準を達成できる見通しである。

ごみ焼却施設の恒久対策の見通し (恒久対策 更新 廃止 休止)

市町村・組合名		施設名	規模	H9	10	11	12	13	14
横浜ブロック	横浜市	港南工場	900t/日	適合 (大幅な改修を検討)	—	—	—	—	—
		栄工場	1,500t/日						
		保土ヶ谷工場	1,200t/日						
		都筑工場	1,200t/日						
		鶴見工場 (旭工場)	1,200t/日 (540t/日)						
		(金沢工場)	(1,200t/日)						
川崎ブロック	川崎市	橘処理センター	600t/日	適合	—	—	—	—	—
		堤根処理センター	600t/日						
		王禅寺処理センター	450t/日						
		浮島処理センター	900t/日						
横須賀三浦ブロック	横須賀市	南処理工場	600t/日	適合	—	—	—	—	—
	鎌倉市	今泉クリーンセンター	150t/日						
		名越クリーンセンター	150t/日						
	逗子市	清掃センター	140t/日						
	三浦市	(環境センター) (高速堆肥化施設)	(61t/日)						
葉山町	クリーンセンター	40t/日							
湘南東ブロック	藤沢市	北部環境事業所	150t/日	適合	—	—	—	—	—
		"	150t/日						
		石名坂 "	390t/日						
	茅ヶ崎市	ごみ焼却処理施設	360t/日						
寒川町	クリーンセンター	60t/日							
湘南西ブロック	平塚市	大神環境衛生センター	294t/日	適合 (いずれか)	—	—	—	—	—
	秦野市伊勢原市 環境衛生組合	伊勢原清掃工場 "	180t/日 90t/日						
	大磯町	ごみ処理施設	60t/日						
	二宮町	環境衛生センター	12t/日 (36t/日)						

市町村・組合名		施設名	規模	H9	10	11	12	13	14
大 和 高 座 ブ ロ ック	大 和 市	環境管理センター	450t/日	適合					
	高 座 清 掃 施 設 組 合	第 1 プラント 第 2 プラント 第 3 プラント 第 4 プラント	8t/日 120t/日 150t/日 200t/日			+			
	厚 木 市	環境センター	327t/日			—			
	愛 川 町	美化プラント	56t/日		—				
厚 木 愛 甲 ブ ロ ック	清 川 村	クリーンセンター	10t/日						
				(調整・検討)					
	相 模 原 市	南 清 掃 工 場 北 清 掃 工 場	600t/日 450t/日	適合					
相 模 原 津 久 井 ブ ロ ック	津 久 井 郡 広 域 行 政 組 合	衛生センター (N E D O パイロットプラント)	50t/日 (50t/日)						
				(実証試験)					
県 西 ブ ロ ク ッ ク	南 足 柄 市	清 掃 工 場	80t/日	適合					
	足 柄 東 部 清 掃 組 合	大井美化センター	50t/日						
	足 柄 西 部 清 掃 組 合	足柄西部環境センター	50t/日	適合					
	小 田 原 市	清 掃 工 場 "	180t/日 150t/日				—		
	箱 根 町	美化センター	135t/日						
	湯河原町真鶴町 衛 生 組 合	湯河原美化センター	70t/日						
			(H7～H9) 適合						

(注) 「適合」は、平成8年度「ごみ焼却施設からのダイオキシン排出実態等総点検調査」及び平成9年度中の測定の結果、恒久対策基準に適合していることを示す。

6 ブロック別計画

(1) 横浜ブロック

ア ブロックのごみ処理の現状と見通し

(ア) ブロックの構成

このブロックは、横浜市の18区で構成する。

(イ) 人口、面積

ブロック内の総人口は約332万人、総面積は約436km²である。

(ウ) ごみの排出量及び焼却量

平成8年度のごみの排出量は約154万t、うち焼却量は約148万t(4,051t/日)である。

表1 ごみの排出量等

(平成8年度)

市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	ごみの排出量		焼却量	
			全体(t/年)	1日あたり(t)	全体(t/年)	1日あたり(t)
横浜市	3,319,815	435.89	1,540,258	4,220	1,478,493	4,051

(人口・面積は、平成8年10月1日現在
ごみの排出量は、計画収集総量をさす。)

(エ) ごみの分別方法

現在のごみの分別方法は、次のとおりである。

表2 分別方法の現状

種類	資源ごみ										乾電池	蛍光灯・電球	可燃ごみ	不燃ごみ	混合ごみ	粗大ごみ	
	缶	金属類	ビン	紙パック	ダンボール	古新聞	古雑誌(本)	古布(古着)	ペットボトル	トレー							その他プラスチック
市町村																	
横浜市																	

(オ) ごみの減量化・資源化への取り組み

ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、次のような取り組みを実施している。

a 発生段階での排出抑制及び資源化の推進

- ・資源集団回収の促進(奨励金制度)
- ・資源デポシステムモデル事業(地区センター等の市民利用施設に新聞、雑誌、牛乳パック、布類の「資源回収ボックス」を設置)
- ・製造業者、販売業者等による製品、容器等の回収・リサイクルの推進(再生利用等促進物の指定)

- ・「横浜市包装の適正化及び包装材の回収・リサイクルに関する指針」（平成6年策定）に基づく適正包装の推進
 - ・事業系ごみ、粗大ごみの有料化
 - ・家庭用コンポスト容器購入助成、集団住宅型コンポスト設備のモデル設置、公共用コンポスト設備設置
- b 収集ごみからの資源化
- ・粗大ごみからの金属回収
 - ・グリーンコンポスト（樹木剪定枝の堆肥化）
- c 焼却灰の資源化
- ・アルミ、スチールの金属回収
 - ・その他は、粒度選別後、処分地仮設道路の路盤材に利用
 - ・焼却灰溶融固化施設の設置（施設整備中）

なお、減量化・資源化の目標として、減量化・資源化率2001年度21%、2010年度30%（当該年度に発生すると見込まれるごみ量に対する減量化・資源化量の割合）を設定している。

(カ) ごみ処理施設の整備状況

a ごみ焼却施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設の整備状況は表3のとおりで、現在5施設が稼働しており、整備済処理能力合計は、6,000t/日である。18区で収集された家庭ごみは、直接あるいは輸送事務所を經由して5か所の清掃工場に搬入され処理されている（図）。

なお、旭（540t/日）、金沢（1,200t/日）の2工場が建設中で、旭工場は平成10年度、金沢工場は平成12年度に完成予定である。金沢工場には、県内自治体で初めての灰溶融固化施設（60t/日）の建設が予定されている。

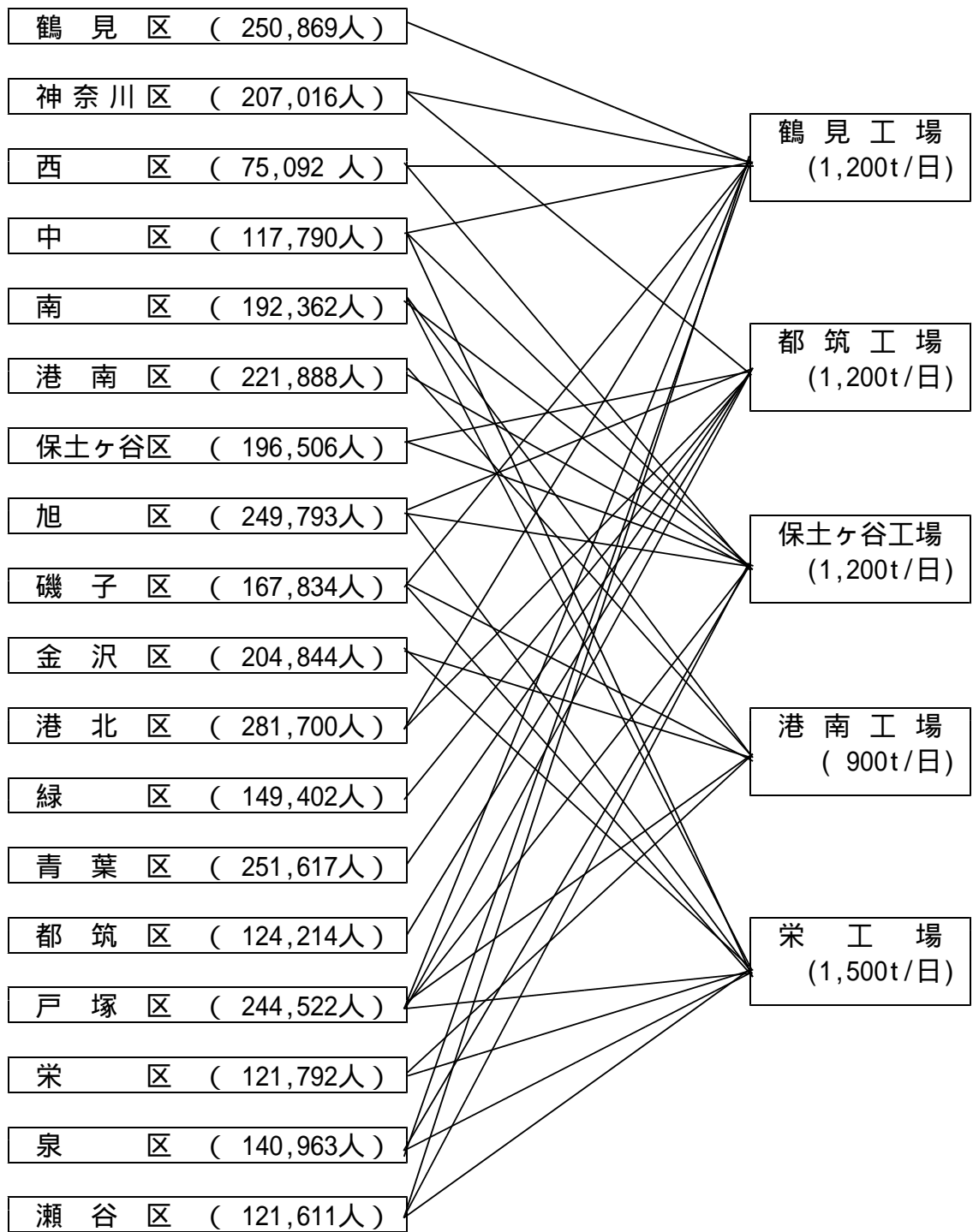
また、このブロックにおける5つのごみ焼却施設のうち、排ガス中のダイオキシン類に関して恒久対策基準を達成している施設は2施設である。

横浜市は、将来の人口・ごみ量の推移と現有施設の耐用年数を勘案して、長期的な施設整備計画をたて、それに従って施設の改修・更新を行うこととしていることから、今後とも、処理能力が確保される見込みである。

表3 ごみ焼却施設の現状及び恒久対策時期

名 称	処 理 能 力	稼働開始 年 月	稼働 年 数	恒久対策基準 適合状況	改善時期
港 南 工 場	900 t / 日	S49. 4	2 4		
栄 工 場	1,500 t / 日	S51. 9	2 1		大幅な改修を検討
保土ヶ谷工場	1,200 t / 日	S55. 7	1 7		H10 ~ 12
都 筑 工 場	1,200 t / 日	S59. 4	1 4		H12 ~ 14
鶴 見 工 場	1,200 t / 日	H 7. 4	3		
合 計	6,000 t / 日				
(旭 工 場)	(540 t / 日)	H10年度完成予定			
(金 沢 工 場)	(1,200 t / 日)	H12年度完成予定			

図 家庭ごみの搬入先



(括弧内は、平成8年10月1日現在の人口)

b ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設以外の施設の整備状況は次のとおりである。

粗大ごみ処理施設	5 施設
資源化施設	3 施設
最終処分場	2 施設

イ 広域処理

市域内の複数施設での広域処理を行う。

ごみ焼却施設に係る計画的な恒久対策の実施に伴い、市内の他の施設での処理を円滑に行う。あわせて、ごみ焼却施設への灰溶融固化施設の併設を推進する。

また、広域化への円滑な移行や、効率的なダイオキシン対策を推進するため、恒久対策実施時や更新・新設時に処理能力が不足する場合に、ブロックを越えて相互に協力することを検討する。

ウ 今後の課題

(ア) 減量化・資源化の推進

缶・びん分別収集に対する排出率の向上、ペットボトルの分別収集、公共施設等を利用した資源物の常設回収拠点の整備、生ごみの堆肥化など、減量化・資源化に向けた取り組みを推進する。

(イ) 焼却灰の有効利用

溶融スラグの路盤材等への活用など、焼却灰の有効利用方策を検討する。

(ウ) 最終処分場への負荷の軽減

ごみの排出抑制、減量化・資源化を進め、埋立処分の対象量をできるだけ減らし、既存の最終処分場の延命化を図る。

エ 検討の方法

市域内での広域処理及び他市町村のごみ焼却の一時的受け入れ等を円滑に行うことができるよう、県と市は情報交換を密に行い、必要に応じて協議・調整の場を設ける。

(2) 川崎ブロック

ア ブロックのごみ処理の現状と見通し

(ア) ブロックの構成

このブロックは、川崎市の7区で構成する。

(イ) 人口、面積

ブロック内の総人口は約121万人、総面積は約142km²である。

(ウ) ごみの排出量及び焼却量

平成8年度のごみの排出量は約51万t、うち焼却量は約49万t(1,348t/日)である。

表1 ごみの排出量等

(平成8年度)

市町村名	人 口 (人)	面 積 (km ²)	ごみの排出量		焼 却 量	
			全体(t/年)	1日あたり(t)	全体(t/年)	1日あたり(t)
川 崎 市	1,209,212	142.40	514,691	1,410	492,008	1,348

(人口・面積は、平成8年10月1日現在)
ごみの排出量は、計画収集総量をさす。

(エ) ごみの分別方法

現在のごみの分別方法は、次のとおりである。

表2 分別方法の現状

種 類	資 源 ざ ん び							乾電池	蛍光灯・電球	可燃ごみ	不燃ごみ	混合ごみ	粗大ごみ
	缶	金属類	ビン	紙パツク	ダンボール	古新聞	古雑誌(本)						
市町村													
川 崎 市													

(オ) ごみの減量化・資源化への取り組み

ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、次のような取り組みを実施している。

- a 発生段階での排出抑制及び資源化
 - ・生ごみコンポスト化容器の購入補助
 - ・資源集団回収実施への支援
 - ・不用品交換情報誌の発行
 - ・空き缶回収機の設置
- b 収集ごみからの資源化
 - ・収集現場での古紙の分別

(カ) ごみ処理施設の整備状況

a ごみ焼却施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設の整備状況は表3のとおりで、現在4施設が稼働しており、整備済処理能力合計は、2,550 t / 日である。7区で収集された普通ごみは、4か所の処理センターに搬入され処理されているが、一部中継施設を経由している(図)。

平成7年、臨海部に浮島処理センターが完成したことに伴い、中継施設を設置し、同年10月から普通ごみ・粗大ごみ・焼却灰の一部について、市域のほぼ中央に位置する梶ヶ谷貨物ターミナルから臨海部までの鉄道輸送を実施している。

また、このブロックにおける4つのごみ焼却施設のうち、排ガス中のダイオキシン類に関して恒久対策基準を達成している施設は1施設である。

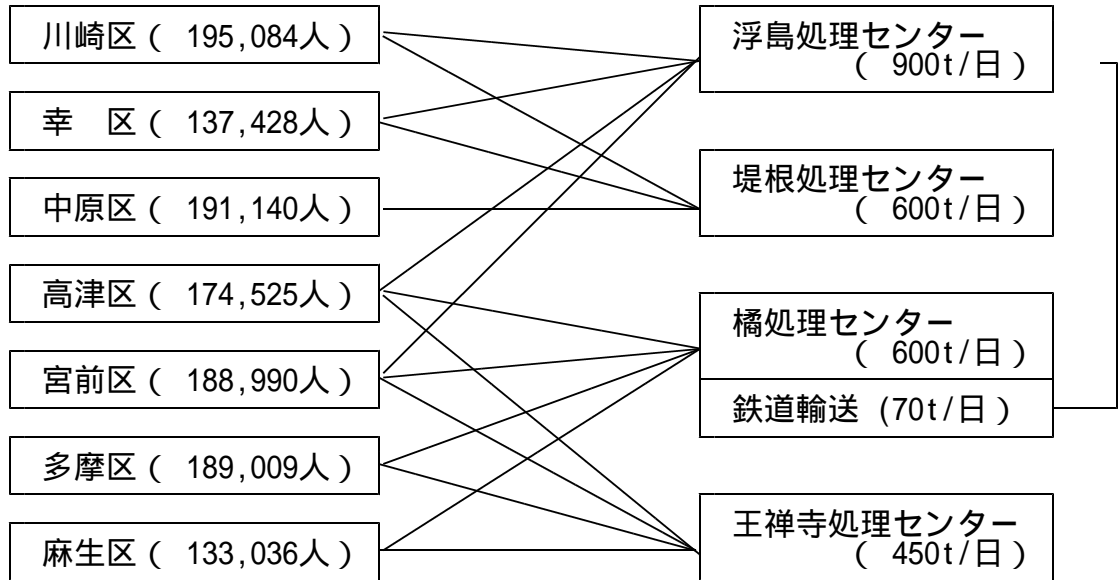
川崎市は、将来の人口・ごみ量の推移と現有施設の耐用年数を勘案し、長期的な施設整備計画に基づき施設の改修・更新を行うこととしていることから、今後とも処理能力が確保される見込みである。

また、新たに整備されるごみ焼却施設は、減量化・資源化に視点を置いた施設の検討を行っている。

表3 ごみ焼却施設の現状及び恒久対策時期

名 称	処 理 能 力	稼働開始 年 月	稼 働 年 数	恒久対策基準 適 合 状 況	改善時期
橋 処 理 セ ン タ ー	600 t / 日	S49.12	23		H11 ~ 14
堤根処理センター	600 t / 日	S54.10	18		H8 ~ 10
王禅寺処理センター	450 t / 日	S61.3	12		H13 ~ 14
浮島処理センター	900 t / 日	H7.5	2		
合 計	2,550 t / 日				

図 普通ごみの搬入先



(括弧内は、平成8年10月1日現在の人口)

b ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設以外の施設の整備状況は次のとおりである。

粗大ごみ処理施設	2 施設
資源化施設	2 施設
最終処分場	1 施設

イ 広域処理

市域内の複数施設での広域処理を行う。

ごみ焼却施設に係る計画的な恒久対策の実施に伴い、市内の他の施設での処理を円滑に行う。

また、広域化への円滑な移行や、効率的なダイオキシン対策を推進するため、恒久対策実施時や更新・新設時に処理能力が不足する場合に、ブロックを越えて相互に協力することを検討する。

ウ 今後の課題

(ア) 減量化・資源化の推進

「資源物の日」の全市域での実施、ペットボトルの分別収集など、減量化・資源化に向けた取り組みを推進する。

(イ) 最終処分場への負荷の軽減

ごみの排出抑制、減量化・資源化を進め、埋立処分の対象量をできるだけ減らし、既存の最終処分場の延命化を図る。

エ 検討の方法

市域内での広域処理及び他市町村のごみ焼却の一時的受け入れ等を円滑に行うことができるよう、県と市は情報交換を密に行い、必要に応じて協議・調整の場を設ける。

(3) 横須賀三浦ブロック

ア ブロックの現状と見通し

(ア) ブロックの構成

このブロックは、三浦半島区域の4市1町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）で構成する。

(イ) 人口、面積

ブロック内の4市1町の総人口は約74万人で、総面積は約207km²である。

(ウ) ごみの排出量及び焼却量

平成8年度における4市1町のごみの排出量は約32万トン、うち焼却量は約26万トン（714t/日）である。人口の大幅な変動が見込まれていないことから、将来のごみの排出量についても大きな変化はないと考えられる。

なお、今後、容器包装リサイクル法の完全施行により、より一層の減量化・資源化が図られ、焼却量の減少が可能と見込まれる。

表1 ごみの排出量等

（平成8年度）

市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	ごみの排出量		焼却量	
			全体(t/年)	1日あたり(t)	全体(t/年)	1日あたり(t)
横須賀市	431,325	100.40	185,549	508	147,056	403
鎌倉市	168,569	39.60	72,806	200	67,784	186
逗子市	57,823	17.34	23,863	65	21,885	60
三浦市	53,842	32.14	22,623	62	13,209	36
葉山町	29,914	17.04	13,083	36	10,803	29
合計	741,473	206.52	317,924	871	260,737	714

（人口・面積は、平成8年10月1日現在）
（ごみの排出量は、計画収集総量をさす。）

（注）三浦市の焼却量は、堆肥化ごみ量である。

(エ) ごみの分別方法

現在のごみの分別方法は、表2のとおりである。

なお、横須賀市は基本的にプラスチックを除いて焼却しており、三浦市はごみ焼却施設を持たず堆肥化、埋立を中心としている。また、鎌倉市は最近になって資源化への取り組みから分別方法を細分化した。

表2 分別方法の現状

種 類	資 源 ご み							乾電池	蛍光灯・電球	可燃ごみ	不燃ごみ	混合ごみ	粗大ごみ
	缶	金属類	ビン	紙パック	ダンボール	古新聞	古雑誌(本)						
市町村													
横須賀市													
鎌倉市			*1										
逗子市													
三浦市										*2	*3		
葉山町													

(注) *1 アルミつき紙パックも含む

*2 「一般ごみ」として、堆肥化施設で処理するものを収集

*3 「埋立ごみ」として収集

この他、鎌倉市は、資源ごみとして、植木剪定材とミックスペーパー（町内会等で実施している資源回収では回収されない紙類）を収集している。

(オ) ごみの減量化・資源化への取り組み

ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、次のような取り組みを実施している。

a 発生段階での排出抑制及び資源化の推進

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町

・・・資源集団回収の促進（奨励金の交付）

横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町・・・生ごみ処理容器設置への補助

横須賀市、鎌倉市・・・減量化及び資源化計画書による事業者指導

透明袋への切り替え

横須賀市、三浦市・・・ファイバーリサイクル（古着、古布のリサイクル）

横須賀市・・・簡易包装の推進

オフィス町内会の設置

b 収集ごみからの資源化

横須賀市・・・粗大ごみ処理施設での金属回収

鎌倉市・・・植木剪定材の堆肥化

ミックスペーパー（チラシ、レシート、窓あき封筒）の回収、資源化

資源化施設による資源化（スチール、アルミ、カレット）

逗子市・・・選別施設による資源化（スチール、アルミ、カレット）

破碎施設による資源化（金属類）

三浦市・・・資源化施設によるびん、缶の選別

葉山町・・・鉄、アルミ、古紙の分別、資源化

- c 焼却灰の資源化
 鎌倉市・・・焼却灰からの金属の取り出し

(カ) ごみ処理施設の整備状況

a ごみ焼却施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設の整備状況は、表3のとおりで、三浦市を除く3市1町がごみ焼却施設を有しており、5施設の処理能力合計は、1,080 t / 日である。

当該ブロックから排出される平成8年度の1日あたりの焼却対象量(714 t / 日)に比較して、十分な能力が確保されているが、一般的に言われているごみ焼却施設の耐用年数(15～20年)からみて、更新を検討すべき時期にきている施設もある。

また、このブロックにおける5つのごみ焼却施設に関して、排ガスのダイオキシン類の恒久対策基準を達成している施設はない。

表3 ごみ焼却施設の現状及び恒久対策時期

名 称	処 理 能 力	稼働開始 年 月	稼 働 年 数	恒久対策基準 適 合 状 況	改善時期
横須賀市 南	600 t / 日	S58.10	14		H10～14
鎌倉市	今 泉	S48.5	24		新施設の建設 を含め調整・ 検討
	名 越	S57.2	15		
逗 子 市	140 t / 日	S56.11	16		新施設の建設 を含め調整・ 検討
三浦市(高速堆肥化施設)	(61 t / 日)	-	-	-	-
葉 山 町	40 t / 日	S52.4	20		H9～14
合 計	1,080 t / 日				

b ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備状況

ごみ焼却施設以外の施設の整備状況は次のとおりである。

- ・ 粗大ごみ処理施設 8施設
- ・ 上記以外の資源化施設 3施設
- ・ 最終処分場 4施設

イ 広域処理

(ア) 広域的な施設整備

a ブロック内でのごみ処理量の設定による整備規模の算定

ブロック内での人口の動向、容器包装リサイクル法に基づく分別収集品目の早期実施による減量化・資源化等の施策の実施効果も含めて、現状のごみ量推計の見直しを行い、広域処理施設の整備時期での適切な量を設定する。

この結果に基づき広域処理施設の整備規模を算定する。

- b ブロック内でのごみ焼却施設の整備時期
整備時期については、現在ブロック内において新設が計画されているごみ焼却施設の整備計画を考慮しながら、極力二重投資を避けるよう早急に検討を進め、計画期間内の整備着工をめざす。
- c ブロック内でのごみ焼却施設の配置
このブロックにおけるごみ焼却施設の広域整備については、大規模な施設を1施設に集約化して整備する方法と、中規模施設を2施設程度整備する方法を想定しながらブロック内の市町で施設配置を含め検討する。
- d 暫定的な広域処理
当ブロックにおいては、ダイオキシン恒久対策基準に適合しているごみ焼却施設はないため、各施設とも早急に対策を講じる必要がある。しかし、既存施設の改修工事予定が重複しているため、恒久対策実施期間中のごみの焼却について、必要に応じ、他ブロックとの相互支援を含め、検討する。
- e ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備方針
ごみ焼却施設以外の施設の広域整備については、資源化施設や最終処分場などの既存施設の状況を勘案し、ごみ処理施設の跡地利用を含め、ブロック内で検討する。

(イ) ブロック内の処理の基本方針

- a 減量化・資源化方策
ごみの排出抑制にかかる住民啓発、資源回収の促進、容器包装リサイクル法の早期完全実施などの減量化・資源化施策を推進する。
- b 収集体制、分別方法
広域処理にあたっては、焼却対象のごみ質の均一化を図る観点から、ブロックを構成する市町における分別方法の統一化を進めるものとする。
この際、ごみ焼却施設を設置する市町の分別方法をベースとしてブロック内で検討する。
ごみの収集については、各市町がそれぞれ行うことを基本としてブロック内で調整する。

(ウ) 広域処理にあたっての課題

- a R D F 化の考慮
構成市の中で既存のごみ焼却施設の改修を行う代わりに、R D F 施設の新設も考慮されており、焼却を基本としつつも、一部燃料化に適するごみをR D F 化することも検討に含めることが必要である。
なお、この際にはブロック内での分別方法やR D F の搬出先などに関して十分な検討が必要である。
- b 灰溶融
広域処理施設の新設にあわせた灰溶融固化施設の整備及び溶融スラグの有効利用について、ブロック内の検討が必要である。

c 最終処分場への負荷の軽減

ごみの排出抑制、分別収集の推進、広域焼却での効率的な焼却、灰溶融などによる減量化・資源化の徹底を進め、埋立処分の対象量をできるだけ減らし、既存の施設の延命化を図るよう、ブロック内での検討が必要である。

(エ) 検討の方法

このブロックでは従来から4市1町で構成される「横須賀三浦地区広域処理対策研究会」で広域的な処理・処分に関する検討が進められてきた経過があり、広域化の推進にあたっては、今後とも当該研究会と連携して検討を進める。

(4) 湘南東ブロック

ア ブロックのごみ処理の現状と見通し

(ア) ブロックの構成

このブロックは、湘南区域の中で相模川の東に位置する2市1町（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）で構成する。

(イ) 人口、面積

ブロック内の2市1町の総人口は約63万人、総面積は約119km²である。

(ウ) ごみの排出量及び焼却量

平成8年度のごみの排出量は約21万t、うち焼却量は約20万t（552t/日）である。

表1 ごみの排出量等

（平成8年度）

市町村名	人 口 (人)	面 積 (km ²)	ごみの排出量		焼 却 量	
			全体(t/年)	1日あたり(t)	全体(t/年)	1日あたり(t)
藤 沢 市	370,331	69.49	132,188	362	126,880	348
茅 ヶ 崎	214,364	35.76	69,575	191	64,459	177
寒 川 町	47,569	13.42	13,228	36	10,058	27
合 計	632,264	118.67	214,991	589	201,397	552

（人口・面積は、平成8年10月1日現在
ごみの排出量は、計画収集総量をさす。）

(エ) ごみの分別方法

現在のごみの分別方法は、次のとおりである。

表2 分別方法の現状

種 類	資 源 ご み										乾電池	蛍光灯・電球	可燃ごみ	不燃ごみ	混合ごみ	粗大ごみ	
	缶	金属類	ビン	紙パック	ダンボール	古新聞	古雑誌(本)	古布(古着)	ペットボトル	トレー							その他プラスチック
市町村																	
藤 沢 市																	
茅ヶ崎市																	
寒 川 町																	

この他、寒川町では、資源ごみとして天ぷら油を収集している。なお、藤沢市及び寒川町のペットボトル収集は、現在はモデル地域のみを対象としており、藤沢市は平成11年度から、寒川町は平成10年度から全地域での収集を実施する予定である。

(オ) ごみの減量化・資源化への取り組み

ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、次のような取り組みを実施している。

- a 発生段階での排出抑制及び資源化の推進
 - 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町・・・生ごみ処理容器等設置費補助
 - 藤沢市、茅ヶ崎市・・・資源集団回収の促進（奨励金交付）
 - 藤沢市・・・多量排出事業者の指導
 - 茅ヶ崎市・・・環境指導員の委嘱
 - 寒川町・・・指定収集袋の導入
- b 収集ごみからの資源化
 - 茅ヶ崎市・・・粗大ごみ処理施設、資源ごみ選別処理における資源化
 - 寒川町・・・粗大ごみの一部を資源化
- c 焼却灰の資源化
 - 藤沢市・・・焼却灰の有効利用

なお、減量化・資源化の目標値として、藤沢市は、平成5年度をベースにごみ量が従来どおり推移した場合に比べて平成15年度で20%の減量、茅ヶ崎市は、平成9年度をベースに現行の施策を続けた場合の予測ごみ量に対し平成23年度で30%の排出抑制・資源化を設定している。

(カ) ごみ処理施設の整備状況

a ごみ焼却施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設の整備状況は表3のとおりで、5施設の処理能力合計は、1,110 t / 日である。

当該ブロックから排出される平成8年度の1日あたりの焼却対象量（552 t / 日）に比較して、十分な能力が確保されているが、一般的にいわれているごみ焼却施設の耐用年数（15～20年）からみて、更新を検討すべき時期にきている施設もある。

また、このブロックにおける5つのごみ焼却施設のうち、排ガス中のダイオキシン類に関して恒久対策基準を達成している施設は1施設である。

表3 ごみ焼却施設の現状及び恒久対策時期

名 称	処 理 能 力	稼働開始 年 月	稼 働 年 数	恒久対策基準 適 合 状 況	改善時期
藤 沢 市	北部環境事業所	150 t / 日	S47. 5	2 5	H10
	"	150 t / 日	S49.10	2 3	H10
	石名坂環境事業所	390 t / 日	S59. 4	1 3	H 9 ~ 11
茅 ヶ 崎 市		360 t / 日	H 7.10	2	
寒 川 町		60 t / 日	S59. 3	1 3	H 9 ~ 12
合 計	1,110 t / 日				

- b ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備状況
ブロック内でのごみ焼却施設以外の施設の整備状況は次のとおりである。
- | | |
|----------|------|
| 粗大ごみ処理施設 | 4 施設 |
| 最終処分場 | 2 施設 |

イ 広域処理

(ア) 広域的な施設整備

- a ブロック内でのごみ処理量の設定による整備規模の算定
ブロック内での人口の動向、容器包装リサイクル法に基づく分別収集品目の早期実施による減量化・資源化等の施策の実施効果も含めて、現状のごみ量推計の見直しを行い、広域処理施設の整備時期での適切な量を設定する。
この結果に基づき広域処理施設の整備規模を算定する。
- b ブロック内でのごみ焼却施設の配置
既存のごみ焼却施設の稼働状況や処理能力などを踏まえ、ごみ焼却施設の施設整備箇所数、規模、時期、配置については、今後、ブロックを構成する市町間で検討する。
- c 暫定的な広域処理
広域化への円滑な移行や、効率的なダイオキシン対策を推進するための暫定措置として、ごみの焼却について、必要に応じ、他のブロックとの相互支援を含め、検討する。
- d ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備方針
ごみ焼却施設以外の施設の広域整備については、資源化施設や最終処分場などの既存施設の状況を勘案し、ごみ処理施設の跡地利用を含め、ブロック内で検討する。

(イ) ブロック内の処理の基本方針

- a 減量化・資源化方策
ごみの排出抑制にかかる住民啓発、資源回収の促進、容器包装リサイクル法の早期完全実施などの減量化・資源化施策を推進する。
- b 収集体制、分別方法
広域処理にあたっては、焼却対象のごみ質の均一化を図る観点から、ブロックを構成する市町における分別方法の統一化を進めるものとする。
ごみの収集については、各市町がそれぞれ行うことを基本としてブロック内で調整する。

(ウ) 広域処理にあたっての課題

- a ごみ発生量の見直し
減量化・資源化及びダイオキシン対策を推進するとともに、施設整備規模を適切に算定するため、容器包装リサイクル法の実施や、事業系ごみ及び観光ごみなどの取り扱いを含め、減量化・資源化を踏まえたごみ発生量の見直しが必要である。

- b 焼却灰の減容化及び資源化
広域処理施設の新設にあわせた灰溶融固化施設などの整備及び溶融スラグなどの利用推進方策について、ブロック内での検討が必要である。
- c 最終処分場への負荷の軽減
ごみの排出抑制、分別収集の推進、広域焼却での効率的な焼却、灰溶融などによる減量化・資源化の徹底を進め、埋立処分の対象量をできるだけ減らすよう、ブロック内での検討が必要である。

(エ) 検討の方法

このブロックでは、従来から2市1町で構成される「湘南広域都市行政協議会」で広域的なごみ処理に関する検討が進められてきた経過があり、広域化の推進にあたっては、今後とも当該協議会と連携して検討を進める。

(5) 湘南西ブロック

ア ブロックのごみ処理の現状と見通し

(ア) ブロックの構成

このブロックは、湘南区域の中で相模川の西に位置する3市2町（平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町）で構成する。

(イ) 人口、面積

ブロック内の3市2町の総人口は約58万人、総面積は約253km²である。

(ウ) ごみの排出量及び焼却量

平成8年度のごみの排出量は約19万t、うち焼却量は約17万t（471t/日）である。

表1 ごみの排出量等

（平成8年度）

市町村名	人 口 (人)	面 積 (km ²)	ごみの排出量		焼 却 量	
			全体(t/年)	1日あたり(t)	全体(t/年)	1日あたり(t)
平塚市	254,342	67.88	83,408	229	81,160	222
秦野市	165,395	103.62	49,809	137	44,208	121
伊勢原市	98,775	55.52	32,961	90	28,327	78
大磯町	32,266	17.23	12,379	34	10,422	29
二宮町	30,562	9.08	10,376	28	7,758	21
合 計	581,340	253.33	188,933	518	171,875	471

（人口・面積は、平成8年10月1日現在
ごみの排出量は、計画収集総量をさす。）

(エ) ごみの分別方法

現在のごみの分別方法は、次のとおりである。

表2 分別方法の現状

種 類	資 源							乾電池	蛍光灯・電球	可燃ごみ	不燃ごみ	混合ごみ	粗大ごみ
	缶	金属類	ビン	紙ハツク	ダンボール	古新聞	古雑誌(本)						
市町村													
平塚市													
秦野市													
伊勢原市													
大磯町													
二宮町													

この他、平塚市では資源ごみとして天ぷら油を、大磯町ではプラスチックを埋立ごみとして分別収集している。

(オ) ごみの減量化・資源化への取り組み

ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、次のような取り組みを実施している。

a 発生段階での排出抑制及び資源化の推進

平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

・・・生ごみ処理容器等設置費補助

秦野市、大磯町・・・資源集団回収の促進（奨励金交付）

平塚市・・・ごみの減量化・資源化協力店の登録（買物袋の持参や包装の簡素化などごみを作らない生活スタイル、プレサイクルの推進）

資源ごみの定日ステーション収集による資源化の推進（資源回収業者が回収、自治会に買上金交付）

秦野市・・・減量協力店の指定

伊勢原市・・・空き缶つぶし機の貸出

大磯町、二宮町・・・指定ごみ袋の導入

b 収集ごみからの資源化

平塚市・・・可燃ごみ、不燃ごみからの鉄類、アルミ類の資源化

秦野市、伊勢原市（組合）

・・・カレットの色分け選別、不燃ごみからの鉄類・アルミ類の資源化

大磯町・・・鉄、アルミ、カレットの資源化

二宮町・・・古紙布類、金属類、ビン、ガラス類の選別

なお、減量化・資源化の目標として、秦野市伊勢原市環境衛生組合は、平成20年度における資源化率20%（発生ごみ量に対する構成市の集団回収と収集ごみからの資源化の割合）、減量化率85%（組合搬入量に対して搬入後焼却や灰溶融を経て減量する割合）を設定している。

(カ) ごみ処理施設の整備状況

a ごみ焼却施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設の整備状況は表3のとおりで、5施設の処理能力合計は、636t/日（二宮町の改修中の36t/日分を除く）である。

当該ブロックから排出される平成8年度の1日あたり焼却対象量（471t/日）に比較して、ほぼ十分な能力が確保されているが、ごみ焼却施設の耐用年数からみて、更新を検討すべき時期にきている施設もあり、早期の対応が必要となっている。

また、このブロックにおける5つのごみ焼却施設のうち、排ガス中のダイオキシン類に関して恒久対策基準を達成している施設は1施設である。

表3 ごみ焼却施設の現状及び恒久対策時期

名 称	処理能力	稼働開始 年 月	稼働 年 数	恒久対策基準 適合状況	改善時期
平 塚 市	294 t / 日	S63. 4	9		H10 ~ 11
秦野市伊勢原市 環境衛生組合	180 t / 日	S51. 6	2 1		H10 ~ 13
	90 t / 日	S60. 8	1 2		
大 磯 町	60 t / 日	H 2. 4	7		H10 ~ 14
二 宮 町	12 t / 日 (36 t / 日)	H 8. 4 (H10. 4 予定)	1		
合 計	636 t / 日				

b ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設以外の施設の整備状況は次のとおりである。

粗大ごみ処理施設 9 施設
最終処分場 4 施設

イ 広域処理

(ア) 広域的な施設整備

a ブロック内でのごみ処理量の設定による整備規模の算定

ブロック内での人口の動向、容器包装リサイクル法に基づく分別収集品目の早期実施による減量化・資源化等の施策の実施効果も含めて、現状のごみ量推計の見直しを行い、広域処理施設の整備時期での適切な量を設定する。この結果に基づき広域処理施設の整備規模を算定する。

b ブロック内でのごみ焼却施設の配置

ごみ焼却施設の広域整備については、当面一部事務組合の区域での施設整備予定を尊重し、既存のごみ焼却施設の耐用年数や施設配置位置などを勘案して、段階的な整備についても検討を進めるとともに、ごみ焼却施設の施設整備箇所数、規模、時期及び配置については、今後、ブロックを構成する市町間で検討する。

c 暫定的な広域処理

広域化への円滑な移行や、効率的なダイオキシン対策を推進するための暫定措置として、ごみの焼却について、必要に応じ、他ブロックとの相互支援を含め、検討する。

d ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備方針

ごみ焼却施設以外の施設の広域整備については、現在ある粗大ごみ処理施設や最終処分場などの既存施設の状況を勘案し、集約化した場合のごみ処理施設の跡地利用を含め、ブロック内で検討する。

(イ) ブロック内の処理の基本方針

a 減量化・資源化方策

ごみの排出抑制にかかる住民啓発、資源回収の促進、容器包装リサイクル法の早期完全実施などの減量化・資源化施策を推進する。

b 収集体制、分別方法

広域処理にあたっては、焼却対象のごみ質の均一化を図る観点から、ブロックを構成する市町における分別方法の統一化を進めるものとする。

ごみの収集については、各市町がそれぞれ行うことを基本としてブロック内で調整する。

(ウ) 広域処理にあたっての課題

a ごみ発生量の見直し

減量化・資源化及びダイオキシン対策を推進するとともに、施設整備規模を適切に算定するため、容器包装リサイクル法の実施や、事業系ごみ及び観光ごみなどの取り扱いを含め、減量化・資源化を踏まえたごみ発生量の見直しが必要である。

b R D F 化等の考慮

一部運搬方法として、R D F 化の検討も考えられるので、新しい設備の導入や新規技術の導入についても、検討していく必要がある。

c 灰溶融

灰溶融固化施設に関しては、広域処理施設の新設にあわせてブロック内での検討が必要である。

d 最終処分場への負荷の軽減

ごみの排出抑制、分別収集の推進、広域焼却での効率的な焼却、灰溶融などによる減量化・資源化の徹底を進め、埋立処分の対象量をできるだけ減らすよう、ブロック内での検討が必要である。

(エ) 検討の方法

このブロックでは、行政上の諸施策の共同化を推進するために、従来から「3市2町広域行政推進協議会」が設けられており、広域化の推進にあたっては、当該協議会と連携して検討を進める。

(6) 大和高座ブロック

ア ブロックのごみ処理の現状と見通し

(ア) ブロックの構成

このブロックは、県央区域の4市（大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）で構成する。

(イ) 人口、面積

ブロック内の4市の総人口は約52万人、総面積は約93km²である。

(ウ) ごみの排出量及びごみ焼却量

平成8年度のごみの排出量は約19万t、うち焼却量は約16万t（440t/日）である。

表1 ごみの排出量等

（平成8年度）

市町村名	人 口 (人)	面 積 (km ²)	ごみの排出量		焼 却 量	
			全体(t/年)	1日あたり(t)	全体(t/年)	1日あたり(t)
大和市	206,808	27.06	86,663	238	73,258	201
海老名市	115,027	26.48	34,725	95	32,831	90
座間市	120,285	17.58	38,665	106	32,118	88
綾瀬市	80,830	22.28	27,532	75	22,331	61
合 計	522,950	93.40	187,585	514	160,538	440

（人口・面積は、平成8年10月1日現在）
ごみの排出量は、計画収集総量をさす。

(エ) ごみの分別方法

現在のごみの分別方法は、次のとおりである。

表2 分別方法の現状

種 類	資 源							乾電池	蛍光灯・電球	可燃ごみ	不燃ごみ	混合ごみ	粗大ごみ
	缶	金属類	ビン	紙ハツク	ダンボール	古新聞	古雑誌(本)						
市町村													
大和市													
海老名市													
座間市													
綾瀬市													

(注) 大和市の紙パックとペットボトル回収はモデル回収。
平成11年4月までに市内全域で実施予定。

(オ) ごみの減量化・資源化への取り組み

ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、次のような取り組みを実施している。

- a 発生段階での排出抑制及び資源化の推進
 - 大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
 - ・・・生ごみ処理容器等設置費補助
 - 資源集団回収の促進（奨励金交付）
 - 海老名市、座間市、綾瀬市・・・指定袋の導入
 - 公社による資源分別回収事業の実施
- b 収集ごみからの資源化
 - 大和市・・・粗大ごみからの資源回収
- c 焼却灰の資源化
 - 海老名市、座間市、綾瀬市（高座清掃施設組合）
 - ・・・焼却灰からの資源回収

なお、大和市は、減量化・資源化の目標として、平成18年度の減量化・資源化率20%（ごみ発生量に対する減量化・資源化量の割合）を設定しており、海老名市、座間市、綾瀬市は、ごみの減量化、リサイクルの推進により、資源化率20%（ごみ発生量に対する資源化量の割合）を目標としている。

(カ) ごみ処理施設の整備状況

a ごみ焼却施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設の整備状況は表3のとおりで、4施設の処理能力合計は、920t/日である。

これは、当該ブロックから排出される平成8年度の1日あたりの焼却対象量（440t/日）に比較すると、施設的には十分な能力が確保されているが、一般的にいわれているごみ焼却施設の耐用年数（15～20年）からみて、更新を検討すべき時期にきている施設もある。

また、このブロックにおける4つのごみ焼却施設のうち、排ガス中のダイオキシン類に関しては、恒久対策基準を達成している施設は1施設である。

表3 ごみ焼却施設の現状及び恒久対策時期

名 称	処 理 能 力	稼働開始 年 月	稼 働 年 数	恒久対策基準 適 合 状 況	改 善 時 期
大 和 市	450 t / 日	H6 . 4	3		
高座 清掃 施設 組合	第2プラント	S52.10	20		H10 廃止
	第3プラント	S59.4	13		H10 ~ 11
	第4プラント	H4.3	5		H10 ~ 11
合 計	920 t / 日				

- b ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備状況
ブロック内でのごみ焼却施設以外の施設の整備状況は次のとおりである。
- | | |
|----------|------|
| 粗大ごみ処理施設 | 2 施設 |
| 資源化施設 | 4 施設 |
| 最終処分場 | 2 施設 |

イ 広域処理

(ア) 広域的な施設整備

- a ブロック内でのごみ処理量の設定による整備規模の算定
ブロック内での人口の動向、容器包装リサイクル法に基づく分別収集品目の早期実施による減量化・資源化等の施策の実施効果も含めて、現状のごみ量推計の見直しを行い、広域処理施設の整備時期での適切な量を設定する。
この結果に基づき広域処理施設の整備規模を算定する。
- b ブロック内でのごみ焼却処理
ごみ焼却施設については、既存施設の規模及び配置並びに整備予定を踏まえるとともに、既存のごみ処理体制を尊重し、ブロック内で効率的な焼却処理方法を検討する。
- c 暫定的な広域処理
広域化への円滑な移行や、効率的なダイオキシン対策を推進するための暫定措置として、ごみの焼却について、必要に応じ、他ブロックとの相互支援を含め、検討する。
- d ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備方針
ごみ焼却施設以外の施設の広域整備については、既存の最終処分場の状況等を踏まえ、熔融固化施設の整備を含めて、焼却灰の適切な処理方法についてブロック内で検討する。

(イ) ブロック内の処理の基本方針

- a 減量化・資源化方策
ごみの排出抑制に係る住民啓発、資源回収の促進、容器包装リサイクル法の早期完全実施などの、減量化・資源化対策を推進する。
- b 収集体制、分別方法
広域処理にあたっては、焼却対象のごみ質の均一化を図る観点から、ブロックを構成する市における分別方法の統一化を進めるものとする。
ごみの収集については、各市がそれぞれ行うことを基本としてブロック内で調整する。

(ウ) 広域処理にあたっての課題

a ごみ発生量の見直し

減量化・資源化及びダイオキシン対策を推進するとともに、施設整備規模を適切に算定するため、容器包装リサイクル法の実施や、事業系ごみなどの取り扱いを含め、減量化・資源化を踏まえた、ごみ発生量の見直しが必要である。

b 灰溶融

灰溶融に関しては、焼却灰中のダイオキシン類削減対策や焼却灰の有効利用を踏まえ、灰溶融固化施設の整備等について、ブロック内での検討が必要である。

c 最終処分場への負荷の軽減

ごみの排出抑制、分別収集の推進、広域焼却での効率的な焼却、灰溶融などによる減量化・資源化の徹底を進め、埋立処分の対象量をできるだけ減らすよう、ブロック内での検討が必要である。

(エ) 検討の方法

このブロックでは、従来から6市1町1村で構成される「県央地区廃棄物広域処理対策研究会」において広域的なごみ処理に関する検討が進められてきていることから、今後とも当該研究会と連携して検討を進める。

(7) 厚木愛甲ブロック

ア ブロックのごみ処理の現状と見通し

(ア) ブロックの構成

このブロックは、県央区域の1市1町1村（厚木市、愛川町、清川村）で構成する。

(イ) 人口、面積

ブロック内の1市1町1村の総人口は約26万人、総面積は約199km²である。

(ウ) ごみの排出量及び焼却量

平成8年度のごみの排出量は約10万t、うち焼却量は約9万t（258t/日）である。

表1 ごみの排出量等

（平成8年度）

市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	ごみの排出量		焼却量	
			全体(t/年)	1日あたり(t)	全体(t/年)	1日あたり(t)
厚木市	210,008	93.83	87,783	241	81,015	222
愛川町	43,358	34.29	13,998	38	12,372	34
清川村	3,433	71.29	1,012	3	818	2
合計	256,799	199.41	102,793	282	94,205	258

（人口・面積は、平成8年10月1日現在）
ごみの排出量は、計画収集総量をさす。

(エ) ごみの分別方法

現在のごみの分別方法は、次のとおりである。

表2 分別方法の現状

種類	資源ごみ							乾電池	蛍光灯・電球	可燃ごみ	不燃ごみ	混合ごみ	粗大ごみ
	缶	金属類	ビン	紙パック	ダンボール	古新聞	古雑誌(本)						
市町村													
厚木市													
愛川町													
清川村													

(オ) ごみの減量化・資源化への取り組み

ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、次のような取り組みを実施している。

- a 発生段階での排出抑制及び資源化の推進
厚木市、愛川町、清川村・・・生ごみ処理容器等設置費補助
厚木市、愛川町・・・資源集団回収の促進（奨励金交付）
- b 収集ごみからの資源化
厚木市・・・金属等有価物の売却
愛川町・・・粗大ごみ処理施設による資源化
清川村・・・缶類の売却
- c 焼却灰の資源化
厚木市・・・焼却灰資源化（公共事業に使用）

(カ) ごみ処理施設の整備状況

a ごみ焼却施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設の整備状況は表3のとおりであり、3施設の処理能力合計は、393t/日である。

当該ブロックから排出される平成8年度の1日あたりの焼却対象量（258t/日）に比較すると、十分な能力が確保されている。

また、このブロックにおける3つのごみ焼却施設のうち、排ガス中のダイオキシン類に関しては、恒久対策基準を達成している施設はない。

表3 ごみ焼却施設の現状及び恒久対策時期

名 称	処 理 能 力	稼働開始 年 月	稼 働 年 数	恒久対策基準 適 合 状 況	改善時期
厚 木 市	327 t / 日	S62. 4	1 1		H10 ~ 12
愛 川 町	56 t / 日	H 2. 4	8		H 9 ~ 12
清 川 村	10 t / 日	S61. 4	1 2		休止 調整・検討
合 計	393 t / 日				

b ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設以外の施設の整備状況は次のとおりである。

- 粗大ごみ処理施設 4 施設
- 最終処分場 3 施設

イ 広域処理

(ア) 広域的な施設整備

a ブロック内でのごみ処理量の設定による整備規模の算定

ブロック内での人口の動向、容器包装リサイクル法に基づく分別収集品目の早期実施による減量化・資源化等の施策の実施効果も含めて、現状のごみ量推計の見直しを行い、広域処理施設の整備時期での適切な量を設定する。
この結果に基づき広域処理施設の整備規模を算定する。

b ブロック内でのごみ焼却施設の整備時期

整備時期については、既存ごみ焼却施設の稼働年数・稼働日数がほぼ同じであるので、更新時期を目安に、当ブロックを構成する市町村で、集約を含めたごみ焼却施設の整備を検討する。

c ブロック内でのごみ焼却施設の配置

ごみ焼却施設の施設整備規模及び配置については、既存施設の有効利用を踏まえて、今後、ブロックを構成する市町村間で検討する。

d 暫定的な広域処理

当ブロックにおいては、ダイオキシン恒久対策基準に適合しているごみ焼却施設はないため、各施設とも早急に対策を講じる必要がある。しかし、既存施設の改修工事予定が重複しているため、恒久対策実施期間中のごみの焼却について、必要に応じ、他ブロックとの相互支援を含め、検討する。

e ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備方針

ごみ焼却施設以外の施設の広域整備については、資源化施設や最終処分場などの既存施設の状況を勘案し、ごみ処理施設の跡地利用を含め、ブロック内で検討する。

(イ) ブロック内の処理の基本方針

a 減量化・資源化方策

ごみの排出抑制にかかる住民啓発、資源回収の促進、容器包装リサイクル法の早期完全実施などの減量化・資源化施策を推進する。

b 収集体制、分別方法

広域処理にあたっては、焼却対象のごみ質の均一化を図る観点から、ブロックを構成する市町村における分別方法の統一化を進めるものとする。

ごみの収集については、各市町村がそれぞれ行うことを基本としてブロック内で調整する。

(ウ) 広域処理にあたっての課題

a ごみ発生量の見直し

減量化・資源化及びダイオキシン対策を推進するとともに、施設整備規模を適切に算定するため、容器包装リサイクル法の実施や、事業系ごみなどの取り扱いを含め、減量化・資源化を踏まえた、ごみ発生量の見直しが必要である。

b 灰溶融

灰溶融固化施設に関しては、広域処理施設の新設にあわせてブロック内での検討が必要である。

c 最終処分場への負荷の軽減

ごみの排出抑制、分別収集の推進、広域焼却での効率的な焼却、灰溶融などによる減量化・資源化の徹底を進め、埋立処分の対象量をできるだけ減らすよう、ブロック内での検討が必要である。

d ごみ焼却施設の集約化

平成8年度の焼却量と焼却規模を比較すると余裕があることから、小規模施設を集約し、他の廃棄物処理施設への転用など跡地利用を含めてブロック内での検討が必要である。

(エ) 検討の方法

このブロックでは、従来から6市1町1村で構成される「県央地区廃棄物広域処理対策研究会」や、厚木市・愛川町・清川村で構成される「厚木愛甲まちづくり研究会」で広域的なごみ処理に関する検討が進められてきた。

特に「厚木愛甲まちづくり研究会」では、平成9年11月から同研究会の中に「ごみ処理広域化」の専門組織（一般廃棄物の広域処理に関するワーキンググループ）を組織して検討に入っており、今後とも具体的な施設の整備や配置、広域処理の実施時期などについて、同研究会等と連携して検討を進める。

(8) 相模原津久井ブロック

ア ブロックのごみ処理の現状と見通し

(ア) ブロックの構成

このブロックは、相模原市及び津久井郡4町（城山町、津久井町、相模湖町、藤野町）で構成する。

(イ) 人口、面積

ブロック内の1市4町の総人口は約66万人、総面積は約329km²である。

(ウ) ごみの排出量及びごみ焼却量

平成8年度のごみの排出量は約22万t、うち焼却量は約21万t（575t/日）である。

表1 ごみの排出量等

（平成8年度）

市町村名	人 口 (人)	面 積 (km ²)	ごみの排出量		焼 却 量	
			全体(t/年)	1日あたり(t)	全体(t/年)	1日あたり(t)
相 模 原 市	579,636	90.39	193,316	530	191,091	523
津久井郡4町	76,283	238.44	23,865	65	18,922	52
合 計	655,919	328.83	217,181	595	210,013	575

（人口・面積は、平成8年10月1日現在
ごみの排出量は、計画収集総量をさす。）

(エ) ごみの分別方法

現在のごみの分別方法は、次のとおりである。

表2 分別方法の現状

種 類	資 源 ご み								乾電池	蛍光灯・電球	可燃ごみ	不燃ごみ	混合ごみ	粗大ごみ
	缶	金属類	ビン	紙ハツク	ダンボール	古新聞	古雑誌(本)	古布(古着)						
市町村														
相模原市														
津久井郡4町														

(オ) ごみの減量化・資源化への取り組み

ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、次のような取り組みを実施している。

- a 発生段階での排出抑制及び資源化の推進
 - 相模原市、津久井郡 4 町・・・資源集団回収の促進（奨励金交付）
生ごみ処理容器等設置費補助
 - 相模原市・・・多量排出事業者への減量化指導
ごみ減量化等推進員の設置
ごみ収集用袋の透明化の実施
- b 収集ごみからの資源化
 - 相模原市・・・粗大ごみ施設への磁選機の設置
 - 津久井郡 4 町・・・不燃ごみからのスチール缶、アルミ缶の選別、資源化

(カ) ごみ処理施設の整備状況

a ごみ焼却施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設の整備状況は表 3 のとおりで、3 施設の処理能力合計は、1,100 t / 日である。

当該ブロックから排出される平成 8 年度の 1 日あたりの焼却対象量（575 t / 日）に比較して、十分な能力が確保されている。

津久井郡広域行政組合衛生センターの施設については、実証試験施設での対応を行うことにしている。

また、このブロックにおける 3 つのごみ焼却施設のうち、排ガス中のダイオキシン類に関しては、恒久対策基準を達成している施設は 1 施設である。

表 3 ごみ焼却施設の現状及び恒久対策時期

名 称		処 理 能 力	稼働開始 年 月	稼 働 年 数	恒久対策基準 適 合 状 況	改 善 時 期
相模原市	南清掃工場	600 t / 日	S55.12	17		H10
	北清掃工場	450 t / 日	H 3.12	6		
津久井郡広域行政組合 衛 生 セ ン タ ー		50 t / 日	S51. 4	21		H9.11より休止
		《 50 t / 日》	《 H9.10稼働、通産省所有(NEDO)、実証試験中》			
合 計		1,100 t / 日				

b ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設以外の施設の整備状況は次のとおりである。

- 粗大ごみ処理施設 4 施設
- 最終処分場 2 施設

イ 広域処理

(ア) 広域的な施設整備

- a ブロック内でのごみ処理量の設定による整備規模の算定
ブロック内での人口の動向、容器包装リサイクル法に基づく分別収集品目の早期実施による減量化・資源化等の施策の実施効果も含めて、現状のごみ量推計の見直しを行い、広域処理施設の整備時期での適切な量を設定する。
この結果に基づき広域処理施設の整備規模を算定する。
- b ブロック内でのごみ焼却施設の整備時期
整備時期については、既存のごみ焼却施設の活用を踏まえて、更新時期を目安にブロックにおいて検討する。
- c ブロック内でのごみ焼却施設の配置
ごみ焼却施設の施設整備箇所数、規模及び配置については、既存施設の有効利用を踏まえて、今後、ブロックを構成する市町間で検討する。
- d 暫定的な広域処理
広域化への円滑な移行や、効率的なダイオキシン対策を推進するための暫定措置として、ごみの焼却について、必要に応じ、他ブロックとの相互支援を含め、検討する。
- e ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備方針
ごみ焼却施設以外の施設の広域整備については、資源化施設、最終処分場などの既存施設の状況を勘案し、ごみ処理施設の跡地利用を含め、ブロック内で検討する。

(イ) ブロック内の処理の基本方針

- a 減量化・資源化方策
ごみの排出抑制に係る住民啓発、資源回収の促進、容器包装リサイクル法の早期完全実施などの、減量化・資源化対策を推進する。
- b 収集体制、分別方法
広域処理にあたっては、焼却対象のごみ質の均一化を図る観点から、ブロックを構成する市町における分別方法の統一化を進めるものとする。
この際、ごみ焼却施設を設置する市町の分別方法をベースとしてブロック内で検討する。
ごみの収集については、各市町がそれぞれ行うことを基本としてブロック内で調整する。

(ウ) 広域処理にあたっての課題

a ごみ発生量の見直し

減量化・資源化及びダイオキシン対策を推進するとともに、施設整備規模を適切に算定するため、容器包装リサイクル法の実施や、事業系ごみなどの取り扱いを含め、減量化・資源化を踏まえた、ごみ発生量の見直しの検討が必要である。

b 広域処理施設等の整備

広域的な観点から、ごみ処理施設がブロック内の1地域に集中することがないように、資源化施設なども含めてブロック内での検討が必要である。

c 灰溶融

灰溶融固化施設に関しては、広域処理施設の新設にあわせてブロック内での検討が必要である。

d 最終処分場への負荷の軽減

ごみの排出抑制、分別収集の推進、広域焼却での効率的な焼却、灰溶融などによる減量化・資源化の徹底を進め、埋立処分の対象量をできるだけ減らすよう、ブロック内での検討が必要である。

(エ) 検討の方法

このブロックでは、従来から6市1町1村で構成される「県央地区廃棄物広域処理対策研究会」や、津久井郡4町で構成される「津久井地区廃棄物広域処理対策研究会」で、広域的なごみ処理に関する検討が進められてきた経過があり、今後ともこれらの研究会と連携して検討を進める。

(9) 県西ブロック

ア ブロックのごみ処理の現状と見通し

(ア) ブロックの構成

このブロックは、県西区域の2市8町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町）で構成する。

(イ) 人口、面積

ブロック内の2市8町の総人口は約37万人、総面積は約635km²である。

(ウ) ごみの排出量及び焼却量

平成8年度のごみの排出量は約17万t、うち焼却量は約14万t（386t/日）である。

表1 ごみの排出量等

（平成8年度）

市町村名	人 口 (人)	面 積 (km ²)	ごみの排出量		焼 却 量	
			全体(t/年)	1日あたり(t)	全体(t/年)	1日あたり(t)
南足柄市	43,670	76.93	16,517	45	13,638	37
中 井 町	10,395	20.01	2,541	7	2,039	6
大 井 町	15,978	14.41	5,250	14	4,211	12
松 田 町	13,224	37.75	4,070	11	3,218	9
山 北 町	14,229	224.70	3,508	10	2,760	8
開 成 町	12,758	6.56	4,023	11	3,240	9
小田原市	200,290	114.06	93,521	256	75,725	207
箱 根 町	17,969	92.85	22,036	60	20,536	56
真 鶴 町	9,582	7.02	4,356	12	3,733	10
湯河原町	28,475	40.99	13,704	38	11,733	32
合 計	366,570	635.28	169,526	464	140,833	386

（人口・面積は、平成8年10月1日現在）
ごみの排出量は、計画収集総量をさす。

(エ) ごみの分別方法

現在のごみの分別方法は、次のとおりである。

表2 分別方法の現状

種 類	資 源 ご み							乾電池	蛍光灯・電球	可燃ごみ	不燃ごみ	混合ごみ	粗大ごみ
	缶	金属類	ビン	紙パック	ダンボール	古新聞	古雑誌(本)						
市町村													
南足柄市													
中井町													
大井町													
松田町													
山北町													
開成町													
小田原市													
箱根町													
真鶴町													
湯河原町													

(オ) ごみの減量化・資源化への取り組み

ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、次のような取り組みを実施している。

a 発生段階での排出抑制及び資源化の推進

南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

・・・資源集団回収の促進(奨励金交付)

南足柄市、中井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、真鶴町、

湯河原町・・・生ごみ処理容器等設置費補助

南足柄市・・・簡易包装協力店の認定

中井町、大井町、松田町、山北町、開成町・・・指定袋の導入

小田原市・・・エコストアー店の認定

自動販売機設置届制による空き缶処理の義務付

箱根町・・・事業者への減量化計画提出指導

b 収集ごみからの資源化

南足柄市・・・自転車、家具類の再生

廃ガラスを利用した吹きガラス工芸講座の開催

南足柄市、中井町・大井町・松田町（組合）

・・・金属類、ガラス、びんの資源化

ペットボトル、トレー等の圧縮、減容による資源化

山北町・開成町（組合）・・・金属類の資源化

小田原市・・・トレー、プラスチック類及び粗大ごみ処理施設で選別される
可燃物の全量RDF化、蛍光灯からの水銀回収

箱根町・・・粗大ごみ処理施設における鉄、アルミ、カレットの回収

真鶴町・湯河原町（組合）

・・・古紙の分別

粗大ごみ処理施設における缶類、金属類、びん類の選別

(カ) ごみ処理施設の整備状況

a ごみ焼却施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設の整備状況は表3のとおりで、平成9年度に稼働した湯河原町真鶴町衛生組合を含めた7施設の処理能力合計は、715t/日である。

当該ブロックから排出される平成8年度の1日あたりの焼却対象量(386t/日)に比較して、ほぼ十分な能力が確保されているが、一般的にいわれているごみ焼却施設の耐用年数(15~20年)からみて、更新を検討すべき時期にきていると思われる施設もある。

また、このブロックにおける7つのごみ焼却施設のうち、排ガス中のダイオキシン類に関して恒久対策基準を達成している施設は3施設である。

表3 ごみ焼却施設の現状及び恒久対策時期

名 称	処 理 能 力	稼働開始 年 月	稼働 年 数	恒久対策基準 適合状況	改善時期
南 足 柄 市	80 t / 日	S58. 4	1 5		
足柄東部清掃組合	50 t / 日	S59. 4	1 4		H13
足柄西部清掃組合	50 t / 日	H 6. 8	3	()	H 9
小 田 原 市	180 t / 日	S54. 6	1 8		H11 ~ 14
	150 t / 日	H 3. 4	7		H11 ~ 14
箱 根 町	135 t / 日	H 5. 4	5		H10
湯河原町真鶴町衛生組合	70 t / 日	H 9. 7	0		
合 計	715 t / 日				

()平成9年度の改善により適合

b ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備状況

ブロック内でのごみ焼却施設以外の施設の整備状況は次のとおりである。

粗大ごみ処理施設	9 施設
最終処分場	9 施設

イ 広域処理

(ア) 広域的な施設整備

a ブロック内でのごみ処理量の設定による整備規模の算定

ブロック内での人口の動向、容器包装リサイクル法に基づく分別収集品目の早期実施による減量化・資源化等の施策の実施効果も含めて、現状のごみ量推計の見直しを行い、広域処理施設の整備時期での適切な量を設定する。
この結果に基づき広域処理施設の整備規模を算定する。

b ブロック内でのごみ焼却施設の整備時期

整備時期については、平成20年度を目安にブロック構成市町のごみ焼却処理の広域化を図るものとする。

c ブロック内でのごみ焼却施設の配置

施設整備箇所数、規模及び配置については、今後、ブロックを構成する市町間で検討する。

d 暫定的な広域処理

広域化への円滑な移行や、効率的なダイオキシン対策を推進するため、ごみ焼却処理の広域化を行うまでの暫定措置として、足柄上地区において恒久対策基準に適合し、処理能力に余裕のある施設を核とした共同処理体制を検討するとともに、必要に応じ、他ブロックとの相互支援を含め、検討する。

e ごみ焼却施設以外のごみ処理施設の整備方針

ごみ焼却施設以外の施設の広域整備については、資源化施設や最終処分場などの既存施設の状況を勘案し、ごみ処理施設の跡地利用を含め、ブロック内で検討する。

(イ) ブロック内の処理の基本方針

a 減量化・資源化方策

ごみの排出抑制にかかる住民啓発、資源回収の促進、容器包装リサイクル法の早期完全実施などの減量化・資源化施策を推進する。

b 収集体制、分別方法

広域処理にあたっては、焼却対象のごみ質の均一化を図る観点から、ブロックを構成する市町における分別方法の統一化を進めるものとする。

ごみの収集については、各市町がそれぞれ行うことを基本としてブロック内で調整する。

(ウ) 広域処理にあたっての課題

a ごみ発生量の見直し

容器包装リサイクル法に基づく分別収集の実施に伴い、ごみの減量化が進んでいる市町もあること、加えて事業系ごみ及び観光ごみなどの取り扱いを含めて、ごみ発生量の見直しが必要である。

b 灰溶融

灰溶融固化施設に関しては、広域処理施設の新設にあわせてブロック内での検討が必要である。

c 最終処分場への負荷の軽減

ごみの排出抑制、分別収集の推進、広域焼却での効率的な焼却、灰溶融などによる減量化・資源化の徹底を進め、埋立処分の対象量をできるだけ減らすよう、ブロック内での検討が必要である。

(エ) 検討の方法

このブロックでは、従来から2市8町で構成される「県西地域広域市町村圏協議会環境衛生分科会」や足柄上地区の1市5町で構成される「足柄上地区広域行政協議会」で広域的なごみ処理に関する検討が進められてきた経過があり、広域化の推進にあたっては、今後ともこれらの協議会と連携して検討を進める。

7 広域化の実現に向けた今後の取り組み

市町村及び県は、相互協力のもと、広域化の実現に向けた次のような取り組みを進めるものとする。

(1) 市町村の取り組み

- ア ブロックを構成する市町村は、調整会議を設置する。
- イ 調整会議において、ブロック内の広域処理施設の整備計画や施設が完成するまでの暫定的なごみ処理方策など、ブロック内においてごみ処理事業を共同して取り組むための広域化実施計画を策定する。
- ウ 広域化実施計画の実現に向け、必要に応じて、市町村が策定している「一般廃棄物処理計画」や条例・規則等の見直しを行い、実施主体の設立や施設整備を推進する。

(2) 県の取り組み

- ア ブロックごとに設置する調整会議にメンバーとして参画し、ブロックにおける広域化実施計画の策定及びごみ処理の広域化に向けた取り組みを調整し、支援する。
- イ ごみ処理に関連する施設に係る既存及び新たに開発される技術の活用方法などの検討を行い、各ブロックに対し適切な技術的支援を行う。
- ウ 国庫補助金の財源確保及び補助制度の拡充、資源化・減量化推進にあたっての事業者責任の確立などに向けて積極的に国に働きかける。
- エ 広域整備が行われるまでの間、ごみ焼却施設の改修・整備の工事中の処理能力低下に伴う焼却不能分について、ブロック内での引受けが困難な場合、他のブロックの施設での一時的な引受けなどについて調整を行う。
- オ 各ごみ焼却施設のダイオキシン類濃度を把握するとともに、各ブロックごとの広域化実施計画の進捗状況などを把握し、全県的な情報提供や調整を行う。
- カ 各ブロックでの広域化の推進にあたり、ブロックの区域を越えたより広域的なRDF発電施設、最終処分場などの整備や民間活力の活用などの課題については、全県ないし複数のブロックでの課題解決に向けた検討の場を設置し、市町村と共同して方策等の研究、検討を行い、実施へ向けた調整を行う。

8 計画の見直し

この計画は、ブロック構成の変更など必要が生じた場合、ごみ処理の技術革新の動向などを考慮し、適宜見直しを行うものとする。